

5類へ移行後の学校における新型コロナウイルス感染症に関する欠席した場合の取り扱いについて

令和5年5月9日 北中城村教育委員会

	事例	幼稚園・小・中学校の出席の取り扱い等に関する対応
①	幼児児童生徒が陽性者となった場合	<p>○発症した日（0日）から5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止となります。</p> <p>○出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願い致します。</p>
②	同居の家族が陽性者となった場合	<p>○幼児児童生徒本人の感染が確認されていない場合は、出席停止の対象となりません。登校可能です。</p> <p>○ただし、健康状態の把握を充分にして頂き、体調不良がある場合は、欠席し、医療機関を受診して下さい。</p> <p>○陰性の場合は、体調を整えてから出席して下さい。</p>
③	幼児児童生徒が体調不良の場合	<p>○発熱や咳など体調不良がある場合は、欠席し、体調を整えてから出席して下さい。</p>
④	幼児児童生徒の新型コロナウイルス感染の不安を理由とした出欠の取扱いについて	<p>○同居家族に高齢者や基礎疾患がある場合等の事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合は出席停止となります。</p> <p>○それ以外で保護者の判断で登校させない場合は、欠席扱いとなります。</p>
⑤	登校後、発熱等の症状が見られた場合	<p>○学校から保護者へ連絡が来た場合、自宅で休ませて下さい。その際には医療機関を受診して頂き、受診状況について学校と情報を共有して下さい。</p>